

# 平成28年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

平成28年7月1日（金）  
午後1時30分 開 議

【再 開】	.....	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	.....	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	.....	
日程第2	諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布		
・出張報告		
【行政報告】	.....	2
日程第3	行政報告	
【報告第2号～報告第6号】	.....	3
日程第4	報告第2号 平成27年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	
日程第5	報告第3号 平成27年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について	
日程第6	報告第4号 平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告について	
日程第7	報告第5号 平成27年度葛巻町の資金不足比率について	
日程第8	報告第6号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に 関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告 について	
【承認第1号・議案第26号～議案第30号上程、説明】	.....	6
日程第9	承認第1号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決 処分 に関し承認を求めることについて	
日程第10	議案第26号 平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	

- 日程第11 議案第27号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第28号 養護老人ホーム葛葉荘整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第29号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第30号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

【 認定第1号上程、説明 】 ..... 12

- 日程第15 認定第1号 平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について

【 決算審査結果報告 】 ..... 14

監査委員決算審査結果報告

平成28年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成28年6月23日（木）							
再開年月日	平成28年7月1日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	平成28年7月1日（金） 開議   3時30分 散会   4時45分							
議員出席状況  (凡例)  ○ 出席 △ 欠席 遅早	議席番号	議員氏名		出席の有無	議席番号	議員氏名		出席の有無
	1	畑 福 弘		○	6	姉 帯 春 治		○
	2	山 崎 邦 廣		○	7	山 岸 はる美		○
	3	大 平 守		○	8	辰 柳 敬 一		○
	4	柴 田 勇 雄		○	9	高 宮 一 明		○
	5	鈴 木 満		○	10	中 崎 和 久		○
会議録署名議員	4 番	柴 田 勇 雄		8 番	辰 柳 敬 一			
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子		議会事務局総務係長	遠 藤 政 明			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名		役 職 名	氏 名	
	町 長	鈴 木 重 男		健康福祉課長	深澤口 和 則	
	副 町 長	觸 澤 義 美		農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実	
	教育委員長			建設水道課長	冬 村 一 彦	
	農業委員会長	深 澤 進		教育委員会事務局教育次長	檜 木 幸 夫	
	代表監査委員	馬 渕 文 雄		病院事務局長	岩 泉 宇 昭	
	教 育 長	中 田 直 雅		農業委員会事務局長	村 上 明 彦	
	総務企画課長	丹 内 勉		総務企画課室長	波 紫 徳 彰	
	政策秘書課長	山 下 弘 司		総務企画課財政係長	近 藤 桂 太	
	住民会計課長	村 中 英 治				

( 開議時刻 13時30分 )

議長 ( 中崎和久君 )

あいさつをします。ご苦勞様でございます。  
ただいまから、平成 28 年葛巻町議会を再開します。  
会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。  
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。  
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 ( 澤口節子さん )

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。  
第 1 章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。  
第 2 章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。  
第 3 章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 ( 中崎和久君 )

ご着席ください。  
以上で、町民憲章の朗唱を終わります。  
これから、平成 28 年葛巻町議会 7 月定例会議を開きます。  
ただいまの出席議員は、10 名です。  
定足数に達していますので、会議は成立しました。  
なお、本定例会議の会議日程は、本日から 7 月 6 日までの 6 日間とします。  
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。  
これから、本日の議事日程に入ります。  
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、4 番、柴田勇雄君及び 8 番、辰柳敬一君を指名します。  
次に、日程第 2、諸般の報告を行います。  
はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。  
次に、出張報告をします。  
4 月 18 日、岩手地区議会議長会平成 28 年度通常総会出席のため、岩手町に出張しました。  
4 月 21 日から 22 日まで、輝くふるさと常任委員会行政視察研修及び平成 28 年度 葛巻町議会政務調査会定期総会出席のため、宮古市に出張しました。  
4 月 23 日、平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

5月16日、盛岡手づくり村開業30周年記念式典出席のため、盛岡市に出張しました。

5月28日、盛岡中央消防署庁舎落成及び岩手県央消防指令センター開設記念式典出席のため、盛岡市に出張しました。

5月29日、二十山親方を囲んでの懇談会出席のため、久慈市に出張しました。

5月30日から31日まで、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席のため、東京都に出張しました。

6月7日、紫波町議会6月会議傍聴研修のため、紫波町に出張しました。

6月8日、平庭地域市町村議会議員連絡協議会役員会出席のため、久慈市に出張しました。

6月12日、第19回全国闘牛サミット in 久慈大会出席のため、久慈市に出張しました。

6月14日から15日まで、葛巻高等学校県外職場訪問同行のため、東京都及び神奈川県に出張しました。

6月17日、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会総会出席のため、盛岡市に出張しました。

6月24日、北奥羽開発促進協議会定例総会出席のため、八戸市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成28年葛巻町議会3月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

## 町長（鈴木重男君）

葛巻町議会7月定例会議の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

まずもって4月に発生しました熊本県、大分県を震源とする平成28年熊本地震で犠牲になられました方々に対しまして心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、甚大な被害を受け、今なお避難生活を送られておられます皆様方に対し、衷心よりお見舞いを申し上げます。

去る5月14日、東京都千代田区のイノホールで開催されました第26回森と花の祭典みどりの感謝祭におきまして、町がみどりの文化賞を受賞しましたことにつきまして、行政報告を申し上げさせていただきます。

この賞は、緑豊かな国土と美しい森林文化の創造に資する観点から、平成2年より毎年、緑や森林に関して顕著な功績のあった個人または団体を対象に衆議院議長が会長を務める公益社団法人国土緑化推進機構より贈られるものであります。

今回の受賞理由としましては、地域資源とその機能を最大限に活用した地方創生とのことで、これまで町が取り組んできた森林に賦存する資源を様々な手法で有効活用する

とともに、山林が持つ価値を高める努力、林業を含めた1次産業の発展を通じたまちづくりが高く評価されたものであります。

授賞式では、みどりの感謝祭の名誉総裁を務められる眞子内親王殿下の御親臨を仰ぎ、執り行われまして、私が町を代表いたしまして、栄えある賞を受領してまいりました。

この賞は、先人が守り築き上げてまいりました地域の資源を、今を生きる私たちがつなぎ、その時々において、それぞれの立場で一つひとつ努力を積み重ねてきた賜であると思っており、これまでの町民の皆様方のご尽力に深く感謝するものであります。

今後におきましても、この度の受賞を契機といたしまして、一層、山村のモデルの町を目指し、町民の皆様とともに協創のまちづくりを推し進めてまいりたいと思っているところであります。

今議会、沖縄県北中城村との長年の交流の中で友好の契りが深まり、北中城村の特段のご高配を賜り、かりゆしウェアでのかりゆし議会となったものであります。かりゆし、沖縄県の方言でめでたいという意味なそうであります。まさに今回のみどりの文化賞の受賞、町として、この上ないめでたい受賞であります。町の歴史の1ページを大きく飾るみどりの文化賞の受賞であります。

以上、ご報告を申し上げましたが、今次会議には、報告5件のほかに一般会計補正予算など5議案、承認1件、認定1件を提案申し上げますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

#### 議長（中崎和久君）

これで、行政報告を終わります。

お諮りします。

日程第4、報告第2号、平成27年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第8、報告第6号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分報告についてまでの5件について、一括で説明を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、報告第2号から報告第6号までの5件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第2号からご説明申し上げます。

まず最初に、議案集を1枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。

議案集の1ページですが、報告第2号、平成27年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

2 ページをお願いいたします。

27 年度の一般会計繰越計算書でございますが、28 年 3 月定例会議で議決いただきました 27 年度繰越明許費、全部で 14 事業に係る分でございます。

翌年度繰越額につきましては、7 款、商工費の観光事業経費、これにつきましては、くずまき型 DMO 形成促進事業を計画いたし、27 年度事業である国の地方創生加速化交付金 1 次募集に申請しておりましたが、不採択となりましたことから、繰越額を減額してございます。なお、この件につきましては、28 年度事業となる地方創生加速化交付金の 2 次募集に再申請しているところであり、予算措置につきましては、本定例会議の補正予算に計上をお願いしているところでございます。

また、下から 3 行目の 8 款、土木費、道路改良事業費・茶屋場田子線は、用地取得費等に係る 27 年度実績を除いた額であり、合計で総額 336,000,000 円の明許費に対して、翌年度繰越額が 314,000,000 円となるものでございます。

14 事業の進捗状況につきましては、延べ 17 業務ございますが、3 業務が既に完了し、契約済あるいは発注済が 9 業務、合わせて 12 業務を進めてございます。残り 5 業務につきましても、予定の時期に契約発注できる見込みで準備を進めているところでございます。

3 ページをお願いいたします。

報告第 3 号、平成 27 年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

4 ページをお願いいたします。

事故繰越しいたしました事業は、江川小学校校舎改築事業でありまして、本体工事の工期を確保できなかったため、支出負担行為額 573,000,000 円の全額を翌年度に繰越すものでございます。

議案資料の 1 ページをお願いいたします。

事故繰越しに至った経緯でございますが、資料中の中程に事業概要がございますが、その後段のところでございますが、本事業は、一旦は 27 年度事業で実施する計画でもありましたが、国、県から事業の促進を図るためには国の補正予算を活用して、26 年度事業として前倒しでの実施をご指導いただきまして、26 年度の 3 月補正で予算措置をし、国の事業採択を受けたものでございます。

27 年度は、設計、既存校舎解体工事等を行いながら、本体工事につきましては、工期が 330 日必要とされた中で、県、国とも協議し、事故繰越しすることで、国から繰越承認をいただき、次年度に繰越すこととしたという経緯でございます。

議案集にお戻りいただきまして、5 ページをお願いいたします。

報告第 4 号でございます。平成 27 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

6 ページをお願いいたします。

28 年 3 月定例会議で議決いただきました 27 年度繰越明許費に係る分でありまして、町整備型浄化槽建設費 8,600,000 円の全額を翌年度に繰越すものでございます。

進捗状況につきましては、計画しておりました分すべて発注済みでありまして、現在

工事を進めているという状況でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号、平成27年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。

本定例会議に病院事業会計の決算認定をお願い申し上げておりますことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、資金不足比率をご報告申し上げます。

葛巻町国民健康保険病院事業会計の資金不足比率は発生しておりません。健全化法制度上での額でございますので、病院事業会計決算の額とは若干のずれがございますが、概数で申し上げますと、流動資産が591,000,000円、流動負債が63,000,000円で、流動資産が流動負債を上回っておりますことから、資金不足比率は生じません。したがって、資金不足比率も発生していないということでございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分のご報告についてでございます。

9ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町総合条例第9条第3項の規定を根拠といたしまして、平成28年3月31日付けで専決処分を行ったものでございます。

10ページをお願いいたします。

条例番号、名称等につきましては、葛巻町条例第27号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例改正の趣旨でございますが、本条例の上位法、根拠法となります東日本大震災復興特別措置法による課税免除等の適用期限を平成29年3月31日まで一年間延長するという改正、総務省令が平成28年3月31日付で公布、同日、施行されたことによりまして、根拠法令との整合を図るため、条文の整理をしたものでございます。

なお、当町につきましては、この条例を適用している事案等はありません。

以上、報告5件の説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

## 議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第2号、平成27年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第2号、平成27年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを、終わります。

次に、報告第3号、平成27年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。



(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第3号、平成27年度葛巻町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを、終わります。

次に、報告第4号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第4号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを、終わります。

次に、報告第5号、平成27年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第5号、平成27年度葛巻町の資金不足比率についてを、終わります。

次に、報告第6号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第6号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを、終わります。

お諮りします。

日程第9、承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第14、議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの6議案を、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第30号までの6議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (鈴木重男君)

はじめに、人事案件でございます。

議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

葛巻町葛巻第21地割114番地6。氏名、上小路隆男。生年月日、昭和29年11月7日生まれ。なお、経歴につきましては、経歴書を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、任期につきましては、平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間とするものであります。

## 議長（中崎和久君）

総務企画課長。

## 総務企画課長（丹内勉君）

続きまして、議案集の12ページをお願いいたします。

はじめに、承認案件でございます。

承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

本議案につきましては、地方税法ほか関係政省令を改正する法令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行の改正条項等もございましたので、関係法令等の整合性を確保するため、緊急に町税条例の所要の改正を行う必要がありましたことから、専決処分をしたところでございまして、ご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定を根拠といたしまして、平成28年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

14ページをお願いいたします。

条例番号及び条例の名称等は、葛巻町条例第26号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例でございます。

改正の内容等でございますが、資料の方をお願いいたします。2ページをお願いいたします。

2ページの2、条例改正の背景というところでございますが、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点で、地方税制上の改正が行われましたことから、法人住民税、軽自動車税、固定資産税等について町税条例の一部を改正し、所要の措置を講じようとするものでございます。

特に、法人の町民税、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引き下げ、あるいは、法人の住民税の税率を引き下げた部分につきましては、地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税原資化するというような国の制度でございます。

それから、(2)の車体課税、軽自動車の部分ですが、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設するという新たな制度でございます。このことに伴いまして、現行の軽自動車税は種別割という名称に変わるものでございます。この表に、現行制度改正前、改正後がございますけれども、このように軽自動車が大きく

変わるというような内容でございます。

それから、(3)として固定資産税、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準について、いわゆるわがまち特例を導入することとなったものでございます。

主な改正でございますが、3ページをお願いいたします。

(1)法人の町民税という部分でございますが、町民税の法人税割の税率改正、税率を引き下げるものでございます。9.7パーセントから6.0パーセントへの引き下げ、29年4月1日からの施行でございます。

延滞金の計算、(2)につきましては、これは一般的な例ではございませんので、説明は省略させていただきます。

(3)軽自動車税でございますが、これが先ほど申し上げました環境性能割の制度の創設に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するというに伴う条文の整理でございます。29年4月1日からの施行となります。

それから、▼の一番下ですけれども、これから4ページにかけまして、この部分については新たに導入されます軽自動車の環境性能割を課税するための規定の追加でございます。

4ページの方をお願いいたします。

税率等につきましては、燃費基準等によりまして、非課税から2パーセントまで3段階に分かれてございます。税率は取得価格に対するものでございます。

国保税でございます。国保税の課税限度額及び軽減判定の所得基準の金額を改正するものでございます。基礎課税額、これは従来为国保税本体の部分ですけれども、これを520,000円から540,000円に引き上げ、それから、後期高齢者医療支援金課税制度、これを170,000円から190,000円に引き上げ、それから、軽減の方ですけれども、2割軽減については、330,000円プラス470,000円の、この470,000円の部分を480,000円に引き上げ、5割軽減は、260,000円の部分を265,000円に引き上げということで、施行期日が28年4月1日ということになってございます。

それから、町民税につきましては、医療費控除、新たに特定一般用医療薬品等購入費というものを医療費控除の対象にするということの追加でございます。30年1月1日からの施行でございます。

それから、最後、固定資産税ですけれども、いわゆる再生可能エネルギー発電設備につきまして、税率の特例を設けるというものでございます。

この4ページの二つ、太陽光発電と風力発電につきましては、右側に書いてございます法附則、3分の2を参酌して、2分の1以上5分の6以下の範囲内において条例で定めるということで、3分の2を基準にこの範囲内で市町村が自由に設定できるという内容のものでございますが、当町におきましては、いずれも国の基準と同じ3分の2に設定するというものでございます。

次のページをお願いいたします。

次の三つは、水力発電、地熱発電、バイオマス発電ですが、この部分については2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2の範囲内において条例で定めるということで、ここにつきましては、いずれも2分の1に設定するというものでございます。

その他、下の方の第2条関係、第3条関係でございますが、今回の改正条例は全部で3条からなっております。葛巻町町税条例の一部を改正する条例、平成26年条例第7号ですが、ここの部分を第2条で改正しております。それから、第3条では、同じく町税条例の一部を改正する条例、平成27年の条例改正の部分、第16号ですが、これを改正しております。経過措置等がございますので、内容については省略させていただきます。

次に、補正予算書をご準備いただきたいと存じます。

議案資料は6ページでございます。

議案第26号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、歳出では、地域情報化推進事業費、いらっしやい葛巻推進事業費、観光事業経費及び基金積立金の増額、歳入では、純繰越金、国庫支出金の増額などが主な内容であります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ603,864,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ7,500,097,000円とするものがございます。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書総括の歳出でございます。2款、総務費548,323,000円、7款、商工費19,340,000円、10款、教育費11,291,000円及び14款、予備費15,475,000円の増額補正が主な内容でございます。

5ページですが、歳入、13款、国庫支出金33,676,000円、18款、繰越金557,717,000円、19款、諸収入12,130,000円の増額補正が主なものとなっております。

8ページをお願いいたします。

歳出の主な内容ですが、2款、1目、一般管理費のうち、4、庁舎・庁用車管理経費、施設等修繕料5,000,000円は庁舎ボイラー設備の修繕に寄せる経費でございます。

下の段、6目、企画費のうち、企画管理経費の委託料、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費、マイナス10,000,000円は予算整理上、次のページのいらっしやい葛巻推進事業費に組み替えでございまして、この事業コードからは減額しているものがございます。

次の9ページの3、地域情報化推進事業費29,676,000円でございますが、総務省のICTまち・ひと・しごと創生推進事業費補助金を活用いたしまして、ケーブルテレビとマイナンバーカードの機能を利用し、高齢者の見守り支援を行うシステムを構築する総務省の実証事業として行うものがございます。事業採択に向けて準備を進めてまいりましたが、過日、総務省の採択が決定いたしましたことから本補正予算での予算措置をお願いするものがございます。

6、いらっしやい葛巻推進事業費は、今年度、いらっしやい葛巻推進室を設置したことを受けまして、事業コードを新設し、同室所管の予算を集約、整理したものでございます。このうち12節、役務費の広告料3,600,000円は、移住・定住の促進、交流人口の拡大等を狙いに、新聞紙上で町の魅力、取り組みを特集し、情報発信する特別企画を進めてございまして、これに要する経費が主でございます。

一番下の、次から10ページにかけまして、19節、補助金、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費14,000,000円は、先ほどの企画管理経費からの組み替えでございまして、総務省の自立活性化交付金を活用いたしまして、町中心部の活性化対策に取り組むものでございます。

次に、10ページでございしますが、10目、基金管理費、財政調整基金等積立金は、純剰余金の2分の1以上を基金に積み立てなければならない財政上のルール等を踏まえまして、公共施設整備基金に合計ですが5億円の積み立てを行うものでございます。

4款、衛生費、1目、塵芥処理費、廃棄物処理事業費5,130,000円は、清掃センターを改修のため稼働を停止させ、可燃ごみの処分を八幡平市に委託するための経費でございまして。

11ページをお願いいたします。

7款、商工費、3目、観光費、観光事業経費のくずまき型観光産業若者雇用創出事業19,340,000円でございますが、先ほどの繰越明許費繰越計算書の報告で申し上げましたとおり、DMO形成促進事業が地方創生加速化交付金の1次募集で不採択となりましたことから、事業内容を精査し、改めて今回の補正に予算措置をお願いするとともに、地方創生交付金の2次募集に申請するという計上でございます。

9款、消防費、3目、消防施設費、消防施設整備管理経費の消耗品2,000,000円でございますが、宝くじ助成金を活用いたしまして、全28自主防災隊の防災用品を整備するものでございます。

12ページをお願いいたします。

12ページの下の方、教育費、保健体育総務費、保健体育総務管理経費の備品購入費、柔道用畳等4,000,000円は社会体育館柔剣道場の畳を整備するものでございます。

次に、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

13款、国庫支出金、1目、総務費国庫補助金のうち、ICTまち・ひと・しごと創生推進事業費補助金は、先ほどの高齢者見守り支援システムの構築に係る実施事業に対する総務省の補助金10分の10でございます。

次の、過疎地域等自立活性化推進交付金は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に対する総務省の10分の10の補助金でございます。

18款、繰越金の純繰越金557,717,000円は、27年度からの純剰余金であります。

19款、諸収入、5目、雑入のうち、一般廃棄物焼却費用負担金5,130,000円は、清掃センター改修に係る費用の業者負担分でございます。

次に、議案集に戻っていただきまして、議案集の43ページをお願いいたします。

議案第27号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

本議案につきましては、岩手北部広域環境組合が平成28年3月31日付けをもって解散したことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び市町村総合事務組合同規約の別表から岩手北部広域環境組合を除くことの内容で、規約別表を変更することについて、議会の同意をお願いするものでございます。

新旧対照表を議案集 45 ページに添付してございますので、変更内容等をご確認いただければと存じます。

議案集の 46 ページをお願いいたします。資料は 7 ページでございます。

議案第 28 号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

養護老人ホーム葛葉荘整備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の名称、養護老人ホーム葛葉荘整備工事。

工事場所は、葛巻町葛巻第 17 地割 39 番地 3、内田子地区でございます。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、800,280,000 円。

契約の相手方、東野建設工業株式会社でございます。

事業概要は、木造平屋建て 1 棟、延べ床面積 2,543 平方メートル、約 769 坪、入所定員 50 人に対しまして、個室 45 室、夫婦部屋対応 3 室を備え、施設の特徴としましては、町産材を使用した暖かみのある居住空間の創設、バリアフリーやプライバシーに配慮した居住性の向上、災害時対応とし自家発電設備を設置するなど、安全面の配慮などを重視した設計となっております。

工期は、7 月 7 日から平成 29 年 3 月 21 日まででございます。

議案集の 47 ページをお願いいたします。資料の方は 8 ページでございます。

議案第 29 号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、平成 6 年に取得し、21 年経過しておりました第 6 分団配属の小型動力消防ポンプ積載車を更新するためのものでございまして、取得する財産も、小型動力消防ポンプ積載車、救助資機材搭載型、4 輪駆動車、1 台でございまして、契約金額は 12,636,000 円でございます。

契約の相手方、互光商事株式会社。

納入期限は、平成 29 年 2 月 28 日としてございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております承認第 1 号から議案第 30 号までの 6 議案については、葛巻町議会総合条例第 46 条第 1 項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、承認第 1 号から議案第 30 号までの 6 議案について、今会議中に審査を終え、7 月 6 日の最終本会議で委員長報告を求めることとしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から議案第30号までの6議案については、7月6日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第15、認定第1号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務局長。

#### 病院事務局長（岩泉宇昭君）

お疲れ様でございます。

それでは、認定第1号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、最初に、17ページの事業報告書をお開き願います。

はじめに、1、概況について申し上げます。総括事項ですけれども、平成27年度は、中期経営計画の目標達成に向けて、様々な取り組みの実践に努めてきました。

診療においては、常勤医師、非常勤医師を合わせ5人体制になりましたが、岩手県立中央病院をはじめ岩手医科大学付属病院、八幡平市国民健康保険西根病院からの医師の診療応援を継続することにより、地域住民が安心して診療が受けられる医療体制づくりに努めました。

4月からは禁煙外来、睡眠時無呼吸症候群の診療を開始し、禁煙外来は延べ24件、睡眠時無呼吸症候群につきましてはスクリーニングを含め延べ8件、さらに以前から引き続き行っているものとしましては、訪問診療は延べ69件、26年度は47件でございました。延長診療は延べ499件で、こちらも前年度366件から大幅に増えてございます。また、フットケア外来は延べ40件の利用がありました。次に、7月から2月の間、糖尿病教室を月2回開催し、全体で延べ113名の参加がありました。

また、新病院建設は12月に契約し、建物本体につきましては29年3月完成予定で、現在、工事を進めているところでございます。

患者の状況ですが、一般病床数60床、介護療養型病床数18床、職員数46人体制により、入院、外来患者合わせて年間延49,102人の診療を行いました。

このうち、年延入院患者数は、一般病床9,407人、前年比で244人の減少でございましたが、内科につきましては、かなり増えているものでございます。介護療養病床は4,836人で、前年度比で512人減少しました。外来患者は34,859人で、前年比で807人増となっているものでございます。

病床利用率は、一般病床が42.8パーセント、療養病床が73.4パーセントで、全体では49.9パーセントと、昨年度を若干下回っている状況でございます。

次に、19ページをお開き願います。

2の工事等について申し上げます。

建設改良事業の概要ですが、建物内訳では医師住宅1棟、16,366,900円。

いの医療器械購入の主なものですけれども、エレクトロスレーザ光凝固装置一式、こちらは眼科の機械でございますが、こちら一式で10,152,000円でございます。

ウの建設仮勘定内訳でございますが、主なもので、実施設計費が64,197,000円、造成工事及び上下水道管の移設工事が30,437,640円、その他に病院新築に係りましては、建物が365,000,000円、機械設備が202,000,000円、電気設備が120,000,000円で、合計、すべて合わせますと846,418,200円となっております。

以下の決算附属書類の説明は省略させていただき、決算報告書及び財務諸表で説明させていただきます。

では、1ページにお戻りいただき、1ページをお開き願いたいと思います。

1ページから4ページの決算報告書について、ご説明申し上げます。

発生主義の公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的には消費税を除いた税抜きで調整することとなっておりますが、予算制度を採用していることから、実績を示す決算報告書につきましては、税込みで編成されています。予算額と対比する意味で税込みでの作成となっておりますのでございます。

はじめに、1ページ、2ページの収益的収入及び支出でございます。

決算額のみ、ご説明申し上げます。

収入の第1款、病院事業収益は、第1項から第3項までを合わせて918,584,215円の決算額となりました。予算額との比較では72,793,785円、7.3パーセントの減でございます。

仮受消費税は3,317,454円となり、収益918,584,215円から、この額を控除しますと915,266,761円で、税抜きの総収益額と一致するものでございます。

支出の第1款、病院事業費用は、第1項から第3項までを合わせて865,400,092円の決算額となりました。予算額との比較では74,014,908円、7.9パーセントの減となっております。

仮払消費税は13,598,927円となり、費用865,400,092円から、この額を控除し、雑支出として費用化した控除できない消費税19,406,302円を加えると871,207,527円で、税抜きの総費用額と一致するものでございます。

この結果、収入総額918,584,215円から支出総額865,400,092円を差し引いた税込みでの純利益は53,184,123円となり、26年度との比較では469,127,976円の増となっております。

こちらは、昨年度は会計システムの変更等がございましたので、ちょっと金額が大きくなっているものでございます。

次に、3ページから4ページの資本的収入及び支出について、説明申し上げます。

収入の第1款、資本的収入は、第1項から第5項まで合わせて835,532,000円の決算額となりました。予算額との比較では、マイナスの70,720,000円、7.8パーセントの減でございます。

支出の第1款、資本的支出は、第1項から第4項までを合わせて868,520,010円の決算額となりました。予算額との比較では34,718,990円、3.8パーセントの減となっております。



次に、財務諸表に移りまして、8ページの損益計算書をご説明申し上げたいと思います。

この計算書は、3条予算の税抜き収支に対応し、一年間の経営成績を表すものでございます。

1の医業収益は、(1)入院収益から(5)介護サービス事業収益までを合わせて623,179,186円となり、平成26年度比では3.9パーセントの増となっております。

2の医業費用は、(1)給与費から(6)研究研修費まで合わせて847,575,267円となり、26年度比で2.0パーセント減となっているものでございます。

医業損失は、医業収益から医業費用を差し引いた損失は224,396,081円となります。この収支の割合である医業収支比率は73.5パーセントとなり、26年度に比べて4.1ポイント増となっています。

3番目の医業外収益は、(1)受取利息及び配当金から(7)その他医業外収益までを合わせて242,087,575円となり、平成26年度と比べまして3.8パーセント減となっております。

4の医業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)その他医業外費用まで合わせて22,369,378円となり、26年度と比較しまして3.0パーセント増となっているものでございます。

経常損失でございますが、医業費用に医業外収支を加えた経常収支は4,677,884円の損失となります。経常収支比率は99.5パーセントとなり、26年度に比べて2.4ポイント増となっているものでございます。

この結果、当年度純利益は44,059,234円となり、平成26年度は純損失418,000,000円でした。当年度純利益に前年度繰越欠損金627,470,965円を合わせた当年度末の未処理欠損金は583,411,731円となりますけれども、従来の会計制度で見た場合には、9ページの剰余金計算書の当年度純利益44,059,234円を前年度欠損金から引いた額で150,349,404円となり、欠損金額が150,000,000円ほどとなっているものでございます。

以上、決算報告書及び財務諸表についてご説明申し上げましたけれども、11ページ以降につきましては、財務諸表の詳しい資料となっておりますので、説明を割愛させていただきますけれども、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。平成27年度病院事業会計決算書の認定に係る提案説明を終わらせていただきます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

#### 代表監査委員（馬淵文雄君）

お疲れ様でございます。

私からは、病院事業の決算審査の意見書をご報告いたします。

お手元の意見書をご覧になっていただきたいと思ひます。

平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成27年度の葛巻町国民健康保険病院事業会計決算書と証書類を審査したので、次のとおり意見を付します。

第1、審査の対象は、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

第2、審査の期間は、平成28年6月20日から6月27日までであります。

第3、審査の方法ですが、審査にあたっては、決算書及び財務諸表等が地方公営企業法及び関係法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示されているか、また、計数に誤りがないか諸帳簿と照合し、不明な点は担当者の説明を求めて審査いたしました。

第4、審査の結果ですが、審査に付された決算書、財務諸表及び決算附属書類は、地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規則に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

また、これらの計数は、諸帳簿と照合審査した範囲では、いずれも誤りがないと認められました。

それでは、経営の成績及び予算の執行状況を申し上げます。

なお、決算状況の詳細につきましては、項目別に表で示しておりますが、その表の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、27年度の患者数の動向は、次の表のとおりでございます。

入院患者数は、前年度比756人、5.0パーセント減少し、外来患者数は、前年度比807人、2.4パーセント増加しております。

次に、収益的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

27年度予算の執行状況ですが、収入については、予算額991,380,000円に対し、決算額918,580,000円で、前年度比13,310,000円、1.5パーセントの増となりました。

医業収益は、予算額698,950,000円に対し、決算額626,020,000円で、執行率89.6パーセントとなり、前年度比23,300,000円、3.9パーセントの増となりました。主な要因は、外来患者数の増加などによるものでございます。

医業外収益は、予算額242,420,000円に対し、決算額242,560,000円で、前年度比9,600,000円、3.8パーセントの減となりました。主な要因は、長期前受金戻入の減で、補助金等で購入した医療機器の減価償却が終了したことから、減価償却見合い分の収益化が減になったためでございます。

支出については、予算額939,420,000円に対し、決算額865,400,000円で、執行率92.1パーセントとなり、前年度比450,500,000円、34.2パーセントの減となりました。不用額が74,010,000円でしたが、給与費及び経費などの支出が当初見込額を下回ったことなどによるものです。

医業費用は、予算額932,560,000円に対し、決算額861,140,000円で執行率92.3パーセントとなり、前年度比17,780,000円、2.0パーセントの減となりました。主な要因は、重油の単価が下がったことによる燃料費の減や、県派遣医師等負担金の減などに

よるものです。

医業外費用は、予算額 5,590,000 円に対し、決算額 3,000,000 円で執行率 53.7 パーセントとなり、前年度比 90,000 円、3.2 パーセントの増となりました。

次に、特別利益の状況ですが、累積欠損金の解消に向けた一般会計からの補助金として、前年度と同額の 50,000,000 円が繰り入れされました。

次に、特別損失の状況ですが、決算額 1,260,000 円で、診療報酬過年度分の査定減などによるものです。

次に、未処理欠損金の状況につきましては、次の表のとおりです。

26 年度末の未処理欠損金は 627,470,000 円で、27 年度純利益 44,060,000 円を差引き、27 年度の未処理欠損金は 583,410,000 円となりました。

次に、一般会計からの負担金補助金等の繰入状況につきましては、次の表のとおりです。

前年度との比較では、全体で 155,340,000 円、30.8 パーセントの減となりました。主な要因は、新病院の建設工事が着工したことにより、一般会計出資金等が減になったものでございます。

次に、資本的収入及び支出の状況につきましては、次の表のとおりです。

続きましては、財政状態について申し上げます。

はじめに、資産の状況につきましては、次の表のとおりで、資産の合計は 1,910,790,000 円です。

次に、資本の状況ですが、資本金の合計は 425,190,000 円で、前年度比 44,060,000 円、59.9 パーセントの増となりました。主な要因は、未処理欠損金の減によるものでございます。

次に、負債の状況につきましては、次の表のとおりです。

負債合計は 1,485,590,000 円で、前年度比 794,690,000 円、115.0 パーセントの増となりました。主な要因は、新病院建設に伴う企業債の増によるものです。

次に、不良債務ですが、平成 23 年度以降、不良債務は発生しておりません。

次に、個人未収金の状況につきましては、次の表のとおりです。

前年度対比で 1,810,000 円、10.5 パーセント減少しております。

過年度の未収金は、前年度対比で 520,000 円、3.8 パーセント減少しております。

続きまして、資金状況について申し上げます。

27 年度のキャッシュ・フローの状況は、次の表のとおりでございます。

業務活動によるキャッシュ・フローは 56,480,000 円で、前年度に比べて 24,060,000 円増加しました。投資活動によるキャッシュ・フローは、△の 820,410,000 円で、前年度に比べて 708,510,000 円減少しました。財務活動によるキャッシュ・フローは 789,650,000 円で、前年度に比べて 665,520,000 円増加しております。

以上の 3 区分から当年度の資金は前年度に比べ 25,710,000 円増加し、資金期末残高は 506,790,000 円となりました。なお、資金期末残高は、貸借対照表の現金及び預金と一致しております。

結びに、総括でございりますが、27 年度決算は、一般会計からの繰り入れなどにより、

単年度黒字決算でありました。この結果、繰越欠損金が減少し、当年度未処理欠損金は583,410,000円となりました。これは、中期経営計画などに基づいた経営努力の成果であり、新病院の開設に向けて好印象を感じております。

引き続き、医業収益の確保と経営基盤の安定化に向けて、財政の健全化に努力してください。

27年度は、禁煙外来、睡眠時無呼吸症候群の診療開始や糖尿病教室を開催するなど、さらなる医療サービスの向上に努めたことは一定の評価ができます。今後も人材育成に力を注がれ、医師、看護師、職員が連携し、住民ニーズを捉えた取り組みを進めてもらいたいと思います。

個人未収金の徴収は厳しさを伴いますが、昨年度よりも未収金額が減少していることは、職員の努力が認められます。負担の公平性の観点からも、未収金の解消に向けた取り組みの継続強化と、滞納者の支払能力など実態を把握するとともに、適切な債権管理と効果的な未収金回収に努めてもらいたいと思います。

新病院の建設が、目に見える形で本格的に進み始めています。新病院の完成に多くの期待が持たれていることから、地域医療の充実に向けた取り組み強化と、子どもから高齢者まで多くの住民に親しまれる病院を目指し、より一層の経営に努力されることを望み、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

認定第1号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号の審査については、議長及び議会選出の監査委員を除く、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長は、葛巻町議会総合条例第137条第2項の規定により、委員会で互選することとなっておりますので、本日の会議終了後、この場所に決算特別委員会を招集します。

お諮りします。

ただいま、決算特別委員会に付託しました認定第1号について、今会議中に審査を終え、7月6日の最終本会議で委員長の報告を求めることとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、7月6日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました承認第1号から議案第30号までの6議案及び決算特別委員会に審査を付託しました認定第1号の審査については、7月5日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

( 散会時刻 14時45分 )